

令和 7 年

新 城 市 教 育 委 員 会

2 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

令和7年2月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 2月27日(木) 午後2時00分から午後3時08分まで

2 場 所 新城市市役所本庁舎 4階 会議室4-2、4-3

3 出席委員

安形博教育長 夏目安勝教育長職務代理者 夏目みゆき委員
青山芳子委員 原田真弓委員 鈴木志保委員 伊藤雅朗委員

4 説明のため出席した職員

櫻本教育部長	原田教育総務課長	菅野学校給食課長
中嶋学校教育課長	村田生涯共育課長	中村生涯共育課参事
河口生涯共育課参事	湯浅生涯共育課参事	浅井生涯共育課参事

5 書 記

上野教育総務課総務係長

6 議事日程

開 会

日程第1

教育長報告について

日程第2

(1) 議案

第11号 新城市学校管理規則の一部改正について(学校教育課)

日程第3

(1) 協議事項

ア 県立中学校開校に伴う就学援助等の取扱いについて(教育総務課)

日程第4

(1) 報告事項

ア 給食の異物混入について

イ 新城市「ラーケーションの日」モデル事業実施要綱について(学校教育課)

ウ 新城市子ども読書活動推進計画について(生涯共育課)

エ 教育委員会関係会議の年間予定表について(教育総務課)

オ 行事・出来事(2月、3月)について

閉 会

○職務代理者

定刻になりましたので、ただいまから令和7年2月新城市教育委員会定例会議を開催させていただきます。

日程第1 教育長報告について

○職務代理者

初めに、日程第1、教育長報告についてです。よろしくお願いいたします。

○教育長

お願いします。1点報告いたします。

昨日、授業を学ぶ会、新城小学校5年、〇〇先生の授業を、新城の三十数名の教職員が見て学びました。お手元に、授業案と単元構想、本日の展開、そして、最後のページは、指導主事の「なぜ〇〇先生の授業を選択したか」、そのような文面で載せてあります。

ポイントを三つ絞ってお伝えします。

様々な授業があるんですが、〇〇先生の授業は、初めに子供ありきで出発しています。教科書があって教材があって、これを教えたいからこういう授業をやるのではなくて、A君がいてBさんがいてこういう子供の実態だからこういう授業をやりたい、つまり出発点が、根本的に違う。それは、若手教師にとって大きな学びになる、そういうふうに指導主事4人が考えました。

もう一つは、私は、これは〇〇先生のすばらしさだと思うんですけども、子供の実態に応じて授業を展開していくと、時間が幾らあっても足りない。そういうときに取った手法は、以前、10月の教育委員会議でお伝えしたと思いますが、合科教育。合わせる科目。

国語と総合と道徳と書写、この時間を合わせて、18時間で単元を構成しました。それが、全く同じような方法で授業が構成されていました。

あとは、これです。これ、〇〇先生がつくった100ページ余りにわたる教科書なんです。この教科書っていうのはどこから出てくるかっていうと、A君、Bさん、子ども23人が選んだ偉人、伝記ですね、それを〇〇先生がパソコンで打って教科書にした。そして、これを、全ての子供たちが全てのページを読んでいるんな人物について知る、そういう中で自分の生き方を考えていく。

教科書どおり教えるとつまらなくなってしまう。マニュアルっぽくて、こうしたら次はこう考えましょうとか、こういうことを書いてみましょうとか、そういう指示形式がとても多い。日本の教科書の大きな問題点だと思う。だけど、〇〇先生がつくった教科書は、人の生き様に基づいている教科書なので、これを読むだけで、もうそれだけで学びになる。

国語の教科書は3割ぐらいは伝記でいいと思ってます。こういう教科書を〇〇先生がつくって、「伝記教科書」というタイトルなんですけれども、こういうものがあれば、日本の子供たちは大きな学びを得られると思います。そういうことを新城の若手教師がたくさん学べたい機会であったと思っています。教育委員の皆さんにも見ていただいて、またご感想等を教えていただけたらありがたいと思います。以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

ただいまの教育長報告について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

日程第2 (1) 議案

○職務代理者

それでは、次に、日程第2、(1) 議案です。第11号議案、新城市学校管理規則の一部改正について、事務局からの説明をお願いいたします。

○学校教育課

お願いいたします。

規則の中で、事務職員の職務に関する部分の改定であります。

1ページ、2ページというページが振ってある。その新・旧。右側が「旧」、左側が「新」って書いてある横長の印刷の資料、ありますか。見ていただけますか。その資料をご覧ください。事務職員の職務に関するもの。「旧」のところは、非常に大ざっぱに、全体的に企画調整に関することということでまとめられております。

ただ、今の事務職員の関わってる仕事が、もっと非常に多岐にわたって起きてきたということで、具体的にきちんと規則の中に載せたいというところで、事務の推進委員会のほうで検討がされて、規則を変えたいというところで提案がありました。ここでお認めいただけたら、4月1日から学校管理規則のほうを「新」のほうに変更していきたいと思います。

ご審議をお願いします。

○職務代理者

ご覧いただきまして、この件についてご質問がありましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、採決を行いたいと思います。

第11号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。決定であれば挙手をお願いします。

ただいまの第11号議案につきまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

ありがとうございました。全員挙手ということで決定したいと思います。ありがとうございました。

日程第3 (1) 協議事項

○職務代理者

次に、日程第3、協議事項です。

ア、県立中学校開校に伴う就学援助等の取扱いについて、事務局からの説明をお願いします。

○教育総務課

よろしくをお願いします。資料3ページからになります。

県立中学校開校に伴う就学援助等の取扱いについてということで、令和7年度に中高一貫の県立中学校が開校されるのに伴い、愛知県教育委員会から就学援助等の取扱いについて依頼がありました。

依頼内容につきましては、現在、各自治体で行っている就学援助について、県立中学校の生徒についても同様に取り扱う必要があるため、適切な対応をするよう求めるものです。

そもそも就学援助につきましては、学校教育法第19条で「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」

と規定されており、援助することが義務化されております。

この規定に基づきまして、新城市では「新城市就学援助事務取扱要綱」を定め、第2条において「就学援助の支給対象となる者は、新城市立の小学校又は中学校に在学する児童もしくは生徒又は新入学予定児童生徒の保護者」と規定しています。

要綱については、資料の7ページからになっております。第2条に「援助対象者」として規定をしております。

今回、県立中学校の開校に伴い、新城市立の中学校以外に在学する生徒または新入学予定生徒の保護者も援助の対象とするため、要綱の改正を検討しております。

改正をするに当たり、新城市立以外の中学校として、県立中学校を対象とする場合に、私立中学校についての取扱いをどのようにするのかというところが、課題事項としてあがっております。今回、改正は行うのですが、この法の趣旨からいきますと、公立・私立にかかわらず必要な援助を与えなければならないというふうに解釈されるべきものだと思いますので、これまで、要綱では新城市立の学校に限って対象としてきましたが、県立中学校が開校されることから、要綱を改正するに当たり、県立中学校に限って、公立学校に限って対象とするのか、私学も含めて対象とするのか。全ての学校、新城市に在住する児童生徒の世帯を対象とするかどうかについて、いろいろご意見をいただきたいと思っております。

今回、今日ここで初めて説明をさせていただきましたので、一度、内容の確認をいただいて、質問をいただきまして、様々なご意見は、来月、次回の定例教育委員会でいただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○職務代理者

この件につきまして、ご意見ありましたらお伺いしたいと思います。

それでは、よく吟味していただいて、来月の定例会においてご意見いただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

日程第4 (1) 報告事項

○職務代理者

次に移ります。日程第4、報告事項です。事務局から説明をお願いいたします。

○学校給食課

ア、給食の異物混入についてご報告いたします。

資料の11ページからお願いいたします。

令和7年1月23日に、川路の学校給食センターで異物混入があり、発生時の主食であるご飯の提供を中止する異物混入が発生しております。

発生時の状況についてご説明申し上げます。

資料11ページの「事故報告書(速報)」をご覧ください。

事故の概要ですが、資料の下段の枠の中に記載のとおり、1月23日、木曜日の10時頃、炊飯釜の中に黒い異物が浮遊しているのを調理員が発見しております。その後、炊き上がった釜の中を点検しますと、資料の12ページの写真のような異物が入っているのを確認いたしました。その日、混入

の原因が確定できませんでしたので、その日の新城鳳来地区分のご飯3, 167人分の提供を取りやめたものです。

続きまして、異物混入の発生からご飯の提供再開までの流れですが、資料の13ページをご覧ください。保護者宛ての文書がつけてございますが、そこで、下段の「異物混入発生から炊飯再開までの経過」というところをご覧ください。

1月23日に異物混入が発生した後ですが、1月24日、金曜日に、異物の原因を探るため、成分分析依頼と、厨房機器メーカーによる機器点検の洗浄を実施しました。この1月24日は、たまたま麺の日でしたのでご飯の提供はありませんでしたが、週明けの月曜日からの主食であるご飯の再開提供までに再開ができるという判断がこの時点ではついておりませんでしたので、1月27日、月曜日以降のご飯は、外部の業者へ委託炊飯をお願いし、再開する2月10日の直前の2月6日までの間、ご飯の納入を依頼したものです。

1月27日の月曜日と1月28日の火曜日の2日間は、機器の異常があるかないかを確認するためテスト炊飯を2回行って、異物の混入がないことを確認しております。

1月29日水曜日には、成分分析の結果速報が届きまして、その成分から考えますと、配管内に付着した異物が混入したものと判断して、その日、保健所による立入り調査を行った際にもその旨を報告し、異物の分析結果と機器の点検状況並びにテスト炊飯の結果などから、再開に支障はありませんというご回答を、1月29日はいただきました。

週が明けまして、2月3日月曜日に3回目のテスト炊飯を行い、出来上がったご飯を再度成分分析をお願いをして、その結果、特に異常がないことが認められましたので、2月10日月曜日からセンターでの炊飯を再開してございます。

この保護者宛ての文書の3行目をご覧くださいと、3行目に記載したとおり、学校で配食予定であった132の食缶を回収して中身を全て点検したところ、5つの食缶から、それぞれ1つから2つの米粒に異物が付着しているのを確認しております。ですので、異物の付着原因が、配管内の米の成分が付着したものと判断しましたので、炊飯器の洗浄方法を見直して再発しないように、調理委託業者への指示を出しているところです。

14ページに、炊飯設備の資料をつけておりますのでご覧くださいと、炊飯設備は2つの部屋から成り立ってしまっていて、資料の上段の洗米室、米を洗う部屋から炊飯の部屋にお米が流れて炊飯していくという仕組みになっています。写真の、真ん中の枠の真ん中にあります丸いような機器でお米を洗い、その右側の写真の矢印を伝ってこの配管の中を米と水が隣の炊飯室へ流れて、炊飯室のタンクに貯蔵されて炊飯をするという流れとなっております。

この表の一番下に、ガス炊飯室の設備の写真の「浸漬充填装置」と書いてある部分に洗米されたお米がこのタンクの中でストックされ、この下に炊飯釜をセットして、その炊飯釜の中にお米を落として入れて、水を張って炊飯器の中へ流していくというのが、機械の流れとなります。

繰り返しですが、2月10日からは炊飯が再開されており現状炊飯を再開しているというところを報告事項とさせていただきます。

○職務代理人

この件について、ご質疑ありましたらお願いします。

お願いいたします。

○教育長

この後は、全く影響はないですかね。

○学校給食課

はい、大丈夫です。

○教育長

1か月ぐらいたちましたが。

○教育長

全く影響なし。

○学校給食課

順調にっております。

○教育長

はい。ありがとうございます。

○職務代理者

ありがとうございました。

続いて、イ、新城市「ラーケーションの日」モデル事業実施要綱について、事務局からの説明をお願いします。

○学校教育課

お願いいたします。15ページをご覧ください。

「ラーケーションの日」、昨年度の9月から始まりました。昨年度は、半年の間に2日、ラーケーションを取っていいと。今年度も、4月からラーケーションは始まっています。

今年度は、4月から3月までの間に1人3回取っていいよという「ラーケーションの日」が行われているわけですが、来年4月から、今度は、それをモデル事業として新城市19校が参加するということでもあります。

モデル事業とすると何が変わるかというと、アンケートとか、それから、効果について、詳しい状況を県のほうに報告することになります。それに伴って、ラーケーションを取ることによって学校の事務作業が増えたり、あるいは、学校の先生方もラーケーションを取りたいという方がみえるかもしれない。そういったような学校の負担が増えるということを考え、県のほうから、モデル事業を進めるに当たって、支援員と非常勤講師を各校1人ずつ。19校ありますので、支援員19名、非常勤19名つけてもいいですよってというような話がありました。それに伴って新城市の実施要綱を定めたものであります。

支援員・非常勤講師それぞれ、心身ともに健康であり、子供が好きであって学校で働いてみたいという方を募集しております。今、募集をかけているところであります。来年度4月から、19校全てにあてられるように、今、人を集めているところであります。4月から、そんな形でラーケーションの形が少し変わるというところでご報告させていただきます。

以上です。

○職務代理者

この件についてご質問がございましたらお願いします。

お願いします。

○教育委員

このモデル事業のスタッフ募集は、今、豊橋、豊川で、もうやっていますよね。

○学校教育課

はい。

○教育委員

この第4条の校務支援員と非常勤講師、これを読むと、具体的な姿が分からない。具体的に言うと、ラーケーションの取得する子どもの給食費の手続き、あるいは、保護者に配布する書類の印刷をやっていただける。さらに、コンピューターへの入力、あるいは授業の準備、理科でいうと実験の準備等、環境整備も手伝っていただけるということでしょうか。

○学校教育課

はい、いいです。

○教育委員

先生の中にも、ラーケーションを取って保護者として休まれる方がみえると思います。その日に授業があるとその先生はできませんので、その非常勤講師が免許を持っていれば、授業もしていただけるという考えでいいですか。

○学校教育課

はい。そのとおりです。

○教育委員

という具体的な内容でやっていかないと、なかなかスタッフを募集するといってもよく内容が理解できないと思うんですが。

そこら辺は、いかがですか。

○学校教育課

ちょっと補足をさせていただきます。

豊川、豊橋は、今年度4月からモデル事業としてラーケーションを行っています。ということで、今年度の先行事例があるんですが、実際にやってみて、仕事をあまりにも限定をしてしまうとかえって働きづらいというところで、県のほうに要望が上がり、今回来た話によると、すごい幅が広いです。ラーケーションにこだわらず、学校側がこうしてほしいということがあって、本人が、ああ、いいですよ、というのであれば、もう何をやっていただいてもいいですよ、というような形で話が来しました。

応募にみえる方には、そういったような形で、具体的には、指定された学校と話をしながら具体的な対応は決めていただくことになり、というような説明をさせていただいております。

○教育委員

学校としては助かるモデル事業だなと思います。昨年、校長会の意見書では、「学校の現場の混乱を考えると、ラーケーションについてはなるべく積極的でないほうがいいとか、ラーケーションは夏休みに取ればいいじゃないとか、そういうような考えだった。ああ、不安だったというかな。校長先生方は多くみえるけれども、このモデル事業によって支援を受けると、その不安は解消されるなっていうような感じがするんですね、自分は。そういうふうに考えたときに、19校全てがモデル事業をしていただくのはありがたいんだけど、教育委員会としては、ラーケーションを皆さん取ってくださいよというような、積極的な情宣をしていく方向であるというふうに考えてもいいですか。

○学校教育課

それに関しては、これまでも議論を重ねてきたところではありますが、家庭の状況も関わってくる非常にプライベートな部分でもあります。なので、姿勢としては、積極的にやってくださいっていうのではなくて、家庭にお任せするっていう形。今までと同じような、姿勢は変えずにいこうと考えています。

○教育長

それでいいと思います。

○職務代理者

そのほか、いかがですか。

お願いいたします。

○教育委員

スタッフを応募したときに、その人材の面談はどうやってやるんですか。

○学校教育課

今、公募をかけていて、実際に手を挙げてやりたいわっていう候補の方がおみえになるんですが、全ての方と面談をしております。話を聞きながら適性を見極めていきたいと。

○職務代理者

ありがとうございます。19名募集ですから、大勢ですよ。

○学校教育課

そうですね。

○職務代理者

そのほか、いかがでしょうか。

ないようですので、次に移ります。

ウ、新城市子ども読書活動推進計画について、事務局からの説明をお願いします。

○生涯共育課

それでは、新城市子ども読書活動推進計画策定について説明をさせていただきます。

17ページでございます。

まず、本計画策定の前提となります、1「子ども読書活動推進の意義」です。これは、子ども読書活動推進に関する法律の基本理念に記載されているものでありまして、読書が子供にとってとても大切なものである、人生を生きていく上でとても大切なものであるということで、積極的にそのための環境と体制を整備する必要があるというふうにされているものであります。

次に、2「計画策定の現状」です。平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律が施行されました。国もそうですけれども、「都道府県及び市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」と定められております。国は、平成14年に、県は平成16年に計画を策定しております。

新城市では、法律の施行以降、平成21年に「新城市生涯学習推進計画」が策定されまして、その後「共育」が提唱されまして、共育推進の中で子どもに対する施策や図書館活動に取り組んできましたが、この「子ども読書活動推進計画」自体は、策定はされておりました。

次に、3「計画策定の新たな方針」ですが、法律では、策定に努めなければならないとされていた

わけですけれども、なかなか全国的には市町村でこの計画がすべて策定されるということにはなかったんですけれども、令和4年に、国に対する地方からの提案募集というのがありまして、そこで、長野県、愛知県から「子ども読書活動推進計画」策定については、地域の実態が反映されている「教育振興基本計画」や「総合計画」等の上位計画への統合を可とすることを求めるという提案が提出されました。

その提案を踏まえまして、令和4年12月20日に閣議決定により「子ども読書活動推進計画の策定については、地方公共団体の判断により、他の計画をもって代えることが可能である」という方針が出されました。

12月28日付で文部科学省より「子ども読書活動推進計画の策定については、教育振興基本計画等の中に子供の読書活動の推進に関する部分が推進計画に該当すると地方公共団体の長が判断した場合には、当該部分をもって推進計画に代えることができる」との方針が示されたわけでありまして。

18ページになりますが、そこで、4「該当する上位計画の検討」ということになります。上位計画としまして「新城市総合計画」や「新城市共育推進計画」が挙げられますけれども、どちらの計画も、この子ども読書活動推進について、意義や法律の基本計画に該当する部分がなかったり、子ども読書推進活動の記載はあるんですけれどもバラバラで記載されるケースであったということもありまして、なかなかこれを「子ども読書活動推進計画」とするのは難しいというような内容でありました。

そのような状況の中、5「新たな上位計画「新城市教育振興基本計画」の策定」でありますけれども、令和4年7月、学校教育課より「新城市教育振興基本計画」について、令和5年度末までに策定するとの方針が既に出されておりました、その後、令和4年12月に、先ほど説明させていただいた、国から新たな方針が示されていたことや、県内でも「教育振興基本計画」の該当部分をもって「子ども読書活動推進計画」とした自治体があった等も踏まえまして、本市も教育振興基本計画の該当部分をもって「子ども読書活動推進計画」策定とする方向で検討を行いました。

それに基づいて策定したのが、6「推進計画の内容」です。20ページ、21ページの部分が計画になりますけれども、「教育振興基本計画」の図書館の部分の下線が引いてある部分がありますけれども、その部分をもって推進計画への該当部分というふうにさせていただいております。

7「子ども読書活動推進計画に代えるとの判断」というところは、先ほどご説明しました国の方針に沿いまして、市長決済により判断をいただいたところであります。

8「公表」ですけれども、計画を策定しましたら公表しなければならないと規定されておりますので、3月以降に広報や図書館ホームページ等において広く広報をしていく予定でございます。

最後ですが、9「推進計画の策定後」というところです。今後は、この計画を具体的に実行していきます「実施計画」というものを新たに策定して推進していく予定でございます。今現在、実施計画のほうの検討をしている最中でありまして。

説明につきましては、以上です。

○職務代理者

ただいまの説明について、質疑等がございましたらお願いします。

お願いいたします。

○教育委員

これ、行く行くは広報ですとかホームページに公表するっていうことだったんですが、20、21

ページぐらいの内容について公表するっていうことですかね。

すみません、私、説明を聞いていても全く意味が分からなくて。難しい。一体何の、何が変わるんだろうっていう感じだったので。市民の方にこういう説明は、もうちょっと簡潔明瞭に。こういうのができたので、これをします、これをします、こうなりますっていうのを、分かりやすく出してあげていただけるといいなと思いました。

お願いします。

○生涯共育課

はい。

○職務代理者

そのほかでいかがですか。

ありがとうございました。

一昨年度から新城市教育振興基本計画をしっかりと練ってつくっていただきましたので、それがこの場で生かされたことというのは、名誉だと思います。

ありがとうございました。

では、次に移ります。

エ、教育委員会関係会議の年間予定表について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課

それでは、資料の22ページになります。

令和7年度の定例教育委員会会議につきまして、このようなスケジュールを計画しましたのでご確認ください。また、表の下には総合教育会議の予定も記載してありますので、併せてご確認くださいと思います。

以上です。

○職務代理者

この件についてご質疑がありましたらお願いします。

ないようですので、オへ移ります。

行事・出来事（2月、3月）について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課

それでは、教育総務課からお願いします。

2月4日、火曜日、愛知縣市町村教育委員会連合会の第3回理事会が長久手市役所で開催され、夏目安勝職務代理者が出席をされました。

21日、金曜日、第2回東三河小中高特連携教育推進協議会が東三河県庁で開催されました。

また、新城市議会3月定例会が3月21日までを会期として開会しました。

27日、本日ですが、定例教育委員会会議を開催しております。

3月に入りまして、18日火曜日、定例教育委員会会議を開催予定です。

31日月曜日、教育委員会事務局職員の退職辞令交付式を予定しております。教育委員の皆様の出席をお願いいたしますので、よろしく申し上げます。以上です。

○学校給食課

続きまして、学校給食課、お願いします。24ページになります。

工事の関係ですが、受入室が完成し、順次供用を開始しております。

2月3日、鳳来寺小学校、2月10日、八名中学校が稼働を開始しておりまして、3月10日から、東郷西小学校の受入室が完成し稼働をします。これで、新城鳳来地区の17校のうち16校の受入室が完成し、残る学校は、新城小学校のみとなります。新城小学校につきましては、令和7年度中に工事を行いまして、令和8年4月には、新しい受入室の共有を開始する予定でこれから準備を始めるところです。

続いて、運営の関係です。3月21日が、今年度の給食提供の最終日となります。

また、資料に記載がありませんが2月25日の火曜日に、センターの運営委員会を初めて開催しております。運営委員会での議題につきましては、次回の教育委員会会議でお諮りする予定ですが、内容としましては「令和7年度の給食費について」を議題としております。主な内容としましては、令和6年度の給食費は予算内で収まりそうだという見込みが立っているため、令和7年度当初の給食費は変更しない予定であること。ただし、お米の供給元である学校給食会の米の値上げをしますよという連絡が来ておりますが、どの程度の値上げ幅になるという通知がまだ来ておりませんので、値上げ幅がどれぐらいになるのか、また野菜の価格高騰の影響などで7年度の給食提供に影響が出ないように、できるだけ早い段階で給食費の判断をして金額を改定する必要があることなどを協議したものです。この運営委員会で協議した内容につきましては、次回の会議でお諮りさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○学校教育課

続いて、学校教育課、お願いいたします。25ページです。

書いてありませんが、昨日、2月26日、県立高校の一般試験が行われました。本日と明日、面接の試験が行われております。

3月7日、中学校の卒業式です。教育委員の皆様にもご臨席いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

3月11日、県立、公立高校の一般合格発表があります。3月19日が小学校の卒業式で、3月24日が修了式の予定であります。

以上です。

○生涯共育課（共育・文化）

続きまして、生涯共育課、共育・文化係です。

26ページになります。

2月19日、水曜日、新城市社会教育審議会が開催されました。また、各日程で共育講座を開催いたします。

共育・文化係からは、以上です。

○生涯共育課（図書館）

続きまして、図書館の2月、3月の行事について報告いたします。

2月ですが、6日まで新城設楽振興事務所が主催します「家庭の日」県民運動の啓発として、市内小中学校の児童生徒が作成したポスターを展示いたしました。

次に、2月2日から16日まで、特別館内整理に伴う特別貸出を行いました。

18日から28日まで、特別館内整理ということで休館をしております。

次に、3月ですが、5日に、令和7年度に実施予定の新城図書館まつり実行委員会を開催いたします。また、7日に、鳳来東小学校の皆さんが図書館見学に来館いたします。

図書館からは、以上です。

○生涯共育課（スポーツ）

続きまして、生涯共育課、スポーツ係の2月、3月の行事でございます。

2月につきましては、主な行事はございませんでした。

3月につきましては、3月5日、水曜日、豊橋総合体育館で開催されます三遠ネオフェニックスのホームゲームにつきまして、新城市DAYが開催されます。この新城市DAYの開催につきましては、東三河5市とフェニックスとの間で、スポーツを活用したまちづくりに関する協定書を交わしました。その取組の一環として、市町村の情報、地域の魅力について発信をいたします。当日は、PRブースを設けて、観光PR、もっくる新城の物品販売、あと、ノベルティグッズの配布のほか、新城市内の飲食店が出店をいたします。

スポーツ係については、以上です。

○生涯共育課（文化財・設楽原歴史資料館・長篠城史跡保存館）

引き続きまして、文化財・資料館・保存館からご報告申し上げます。

2月、3月とかけて、連続歴史講座を4回実施いたします。2月に、「三方原の戦い」と「小牧・長久手の戦い」を行いました。両方とも定員を超えるぐらいのお客さんがお越しいただきました。来月につきましても、「関ヶ原の戦い」と「長篠・設楽原の戦い」を実施いたします。こちらも、ほぼ定員いっぱいになっております。

2月11日、地域貢献活動を行いました。こちらのほうにつきましては、三菱UFJ銀行が地域貢献のために奉仕活動をしたいということで申入れがございましたので、資料館周辺の清掃活動を私たちと一緒にさせていただきました。なお、三菱UFJ銀行より50万円の寄附をいただけることになっておりまして、今年度受入れをいたしまして、そのお金を使いまして資料館内にございます展示ケースのLED化のほうを年度内に行う予定でおります。

それから、3月1日、2日と、名古屋の吹上ホールで「にっぽん城まつり」というイベントがございます。こちらにつきましては、また、新城の戦国のこと、それから、450年のことについてのPRを行ってまいります。以上です。

○生涯共育課（鳳来寺山自然科学博物館）

最後に、博物館の行事です。30ページをご覧ください。

2月の行事等につきましては、2月1日から5月12日まで、当館の会計年度任用職員による星空等を特殊カメラで撮影した写真パネル展示「星空への招待ー深宇宙・銀河への旅」を開催しています。

2月10日に、鳳来寺小学校共育ふれあい活動の博物館出前教室として、学芸員が講師となり、校庭でゲーム形式で地衣類を探しながら学ぶ講座を開催いたしました。

2月20日に、第3回東三河ジオ資源活用推進連絡会作業部会がありました。

博物館からは、以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

この件につきまして、ご質疑がございましたらお願いします。

お願いします。

○教育委員

NHKの「まるっと！」で、新城ウィークがございましたよね。あれを見ていて、非常にこれは新城市の宣伝になると思えました。あの情宣の仕方が、すごい参考になるなと思えました。

もう1点は、学校教育課の日程の中で、学校訪問「みがく」をぜひ入れてくださいとお願いをしました。これは、ありがとうございました。できたら、昨日ございました「授業を考える会」も入れていただくとありがたいと思います。

さらに1点は、あすなる教室の文化祭。それを入れていただけると、僕らが視察に行くことができるので、そういう情報も入れていただければありがたいです。以上です。

○学校教育課

はい、分かりました。

○職務代理者

そのほかでいかがでしょうか。

1点、感想ですけれども。学校教育課から報告がありました学習発表会についてです。

1校しか見学ができませんでしたが、作手小学校の学習発表会へ行ってきました。各学年とも学校生活の内容を生徒たちが考えて、先生の支援を受けて脚本をつくって発表するというような形で並んでおりまして。クラスによっては少人数のクラスもありましたけれども、先生と子供たちの気持ちが一つになっていて、本当にすばらしい発表でした。特に気に入りましたのが、6人のクラスの2年生なんですけれども、子供たちが本当に自分の気持ちを表現するような形で発表されていて、とても感銘を受けました。校長先生ともお話しする機会があったので話を聞いたんですけれども、本当に子供たちがよく考えてやっていたというお話でした。小さい人数のクラスのよさが特に表れているなど感心をいたしました。

ありがとうございました。

○事務局

ありがとうございます。

○職務代理者

ほかにいかがですかね。お願いします。

○教育委員

1点お願いします。これで年度末に入りますので、1年間の総括というのを各学校やられると思います。ですが、そのときに、やはり子供さん自身のこの1年間の学校行事に対するとか授業に対するとか、聞けるものではないかもしれないけれど、子供たちの率直な意見というものは、どこかで聞いてもいいのではないかと思います。

それはどうしてかという、私がたまたま今、地元のお祭りのことでちょっと子供たちに関わるときに、千郷小学校の運動会と違ってどうだった、やってみて、というのを聞いたときに、やはり1年生、2年生ぐらいまでは運動会ってみんなでやったけれど、今はやれないので、ほかの学年の子も見なかったけど、今見れないので残念だったっていうのを私が聞いたので、子供たちがそういうふうな意見を持っているっていうのを学校は知っているのだろうか。もちろんそういう声も拾ってはいるかと思いますが、子供たちがどのような考えとか思いを持ったのかなっていうのも聞いて

みてもしていいのではないかと思います。

それと、もう一つは、保護者の方たちに、この学校行事とか授業とかっていうものも率直に伺うという機会があってもいいのではないかと思ったので、その辺のところの検討をお願いできたらと思います。以上です。

○職務代理人

要望ということで、お願いいたします。

ありがとうございました。

まず、3月10日の校長会議でまた伝えていただいて。

○学校教育課

はい。今の件ですが、学校評価ということで、1月にアンケート。まとめを各学校から出していただいております。その中に、今言ったような保護者の方のお考えを報告してくれた学校がありますので、またよかったらお見せしたいと思います。

○教育委員

ありがとうございます。やられているなら、余分なこととして申し訳ありませんでした。

○学校教育課

いえいえ。子供に関しては、学校でそれぞれやってくれていると思います。

○教育委員

はい。よろしく申し上げます。

○職務代理人

ありがとうございました。

そのほかでいかがでしょうか。

それでは、以上をもちまして令和7年2月新城市教育委員会定例会議を閉会とさせていただきます。

次回は、令和7年3月18日、火曜日です。よろしくお願いいたします。

お疲れ様でございました。

閉会 午後3時08分